

社会的制裁とグループ貸付

新島学園短期大学 松田慎一

本論文では、Besley and Coate(1995)のモデルを再考した上で、新たな社会的制裁の不完備性を仮定し、グループ貸付の成立について考察を行った。

Besley and Coate のモデルにおいて、2段階目で共に返済するときや、2段階目で片方の借り手は返済を選択し残りの借り手は債務不履行を選択するとき、グループ貸付は成立する。また社会的制裁の機能に着目すると、その制裁が大きいときには、各借り手は共に返済を行う。制裁が小さいときにも、片方が返済の肩代わりを行い相手に制裁を課すことで、グループ貸付が成立している。この場合には、社会的制裁がグループ貸付の成立を補完していると言えるであろう。2段階目で共に返済しないときでも、制裁についての条件次第ではグループ貸付が成立し、互いに制裁を行うことで、ただ乗りをさせないような選択を行わせている。

本論では新たに、借り手1の社会的制裁が弱いタイプと強いタイプが存在すると仮定し、借り手2には借り手1のタイプがどちらであるのかわからない、という不完備の状況を設定した。不完備の状況における2段階目で共に返済するときは、新たに借り手1（制裁の強いタイプと弱いタイプが共に）が借り手2の肩代わりを行い相手に制裁を課す均衡が生じている。この均衡が成立する条件は、平均的な制裁と金利の大小関係による。また、不完備状況下における2段階目で片方の借り手は返済を選択し残りの借り手は債務不履行を選択するときでは、平均的な制裁が金利より小さいという条件の下で、Besley and Coateの均衡が、不完備モデルとして再現されている。